

東京都水道局経理部契約課
平成29年6月26日改正
平成29年10月6日改正
平成30年3月28日改正

最低制限価格及び調査基準価格について

1 最低制限価格について

東京都水道局財務規程（昭和35年東京都水道局管理規程第22号）223条に基づき最低制限価格を設けるものの範囲は、土木工事、建築工事、設備工事及び製造の請負で、一般競争入札又は指名競争入札により発注するものとする。

ただし、水道局指名業者選定委員会が、特に履行が確実と認めたものは、最低制限価格を設けないものとする。

最低制限価格の額の算出方式は次のとおりとする。ただし、水道局指名業者選定委員会が必要であると認める場合には、別の取扱いをすることがある。

（1）最低制限価格（税込）

$$= (\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.55) \times 108 / 100$$

ただし、解体工事については、次の算式による。

$$= (\text{直接工事費} \times 0.80 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.55) \times 108 / 100$$

※ 直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等は、予定価格算出の基礎となった額（税抜）

※ 建築工事（建築設備工事を含む。）における取扱いについては、直接工事費と現場管理費の一部に相当する額（以下「現場管理費相当額」という。）により構成されているため、次のとおり取扱うこととする。

直接工事費の額は、直接工事費（積算基準）から現場管理費相当額を減じた額とする。また、現場管理費の額は、現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とする。ただし、直接工事費（積算基準）を、直接工事費と現場管理費相当額に明確に区分することが困難な場合については、直接工事費（積算基準）に10分の1（昇降機設備工事にあつては、10分の2）を乗じた額を現場管理費相当額とする。

※ 設備工事（「水道用機械・電気設備工事積算基準」（以下「設備基準」という。）を用いて積算を行う工事）における取扱いについては、別表のとおりとする。

ただし、この算式による額が、10分の7に満たない場合は、予定価格の10分の7を、10分の9を超える場合は、予定価格の10分の9を調査基準価格とする。

（2）予定価格の算出において、発生品売却費が計上されている場合は、（1）の算定式における合計額（税抜額）から発生品売却費を控除するものとする。

（3）予定価格の算出において、附帯業務費等が計上されている場合は、（1）の算定式における合計額（税抜額）に附帯業務費等を加えるものとする。

2 調査基準価格について

低入札価格調査制度を適用する場合の調査基準価格は、最低制限価格の額の算出方法を準用して算出する。

ただし、この算式による額が、10分の7に満たない場合は、予定価格の10分の7を、10分の9を超える場合は、予定価格の10分の9を調査基準価格とする。

なお、低入札価格調査制度を適用する場合には、最低制限価格を設けない。

参考1 低入札価格調査制度の適用される案件

土木工事請負契約の場合	予定価格（税込）	3億5千万円以上
建築工事請負契約の場合	〃	4億4千万円以上
設備工事請負契約の場合	〃	2億5千万円以上

全ての総合評価方式（単契を除く）の案件

参考2 東京都水道局財務規程（昭和35年東京都水道局管理規程第22号）

（最低制限価格）

第223条 一般競争入札により、工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認め、令第167条の10第2項の規定により、あらかじめ最低制限価格を設けようとするときは、予定価格の10分の7以上で、当該工事又は製造の予定価格を構成する材料費、労務費、諸経費等の割合その他の条件を考慮して当該工事又は製造ごとに適正に定めなければならない。

2 前項の規定により最低制限価格を定めたときは、第221条第1項に規定する予定価格調書に最低制限価格を記載しなければならない。

（最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合の手続）

第227条 局長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込をした者の当該申込に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認める場合の基準を作成するものとする。

2 一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、前項により定められた基準に該当するものがあるときは、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうか、又は公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるかどうかについて調査しなければならない。

3 前項の調査の結果により、最低価格の入札者を落札者とするのが適当でないと認められるときは、局長は、別に定める東京都水道局指名業者選定委員会の議を経て（第208条の規定により所に委任したものについては、当該所の長が局長の承認を得て）、令第167条の10第1項の規定によりその者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込をした他の者のうち、最低の価格をもつて申込をした者を落札者とする。

4 前項により落札者が決定されたときは、直ちに、当該落札者及び最低の価格をもつて申込をした者で落札者とならなかった者に必要な通知をするとともに、その他の入札者に対しては適宜の方法により落札の決定があつた旨を知らせなければならない。

最低制限価格又は調査基準価格の算定における工事費内訳に係る経費区分表
(水道局機械設備工事及び水道用電気設備工事)

工事の種類	積算基準	工 事 費 内 訳 に 係 る 経 費 の 区 分				
			直接工事費 に区分するもの	共通仮設費 に区分するもの	現場管理費 に区分するもの	一般管理費 に区分するもの
水道局 機械設備工事	水道用 機械設備工事 積算基準	工事原価	機器費 (複合機器単価を除く)			
			複合機器単価中の 機器費+直接工事費	複合機器単価中の 共通仮設費	複合機器単価中の 現場管理費+据付間接費	
			直接工事費 ・ 輸送費 ・ 材料費 ・ 労務費 ・ 複合工費 ・ 直接経費 ・ 仮設費	共通仮設費 ・ 運搬費 ・ 準備費 ・ 事業損失防止施設費 ・ 安全費 ・ 役務費 ・ 技術管理費 ・ 営繕費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	
		一般管理費等				一般管理費等
水道局 電気設備工事	水道用 電気設備工事 積算基準	機器費	機器費 (複合機器単価を除く)			
			複合機器単価中の 機器費+直接工事費	複合機器単価中の 共通仮設費	複合機器単価中の 現場管理費+据付間接費	
		工事原価	直接工事費 ・ 輸送費 ・ 材料費 ・ 労務費 ・ 複合工費 ・ 直接経費 ・ 仮設費	共通仮設費 ・ 運搬費 ・ 準備費 ・ 事業損失防止施設費 ・ 安全費 ・ 役務費 ・ 技術管理費 ・ 営繕費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	
		一般管理費等				一般管理費等